

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年8月15日
【計算期間】	第35期（自平成23年5月20日 至平成24年5月21日）
【ファンド名】	日本公社債投信5月号
【発行者名】	岡三アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉野 俊之
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲二丁目8番1号
【事務連絡者氏名】	田中 利幸
【連絡場所】	東京都中央区八重洲二丁目8番1号
【電話番号】	03-3516-1432
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

■ ファンドの目的

ファンドは、内外の公社債を実質的な投資対象とし、安定した収益の確保を目的として安定運用を行います。

■ 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金500億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

■ ファンドの商品分類

ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信／国内／債券」に分類されます。

ファンドの商品分類は、以下のとおりです。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国 内	株 式 債 券
	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 （ ） 資産複合

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
--------	------	--------	------

株式	年1回	グローバル	
一般			
大型株	年2回	日本	
中小型株	年4回	北米	
債券			ファミリーファンド
一般	年6回	欧州	
公債	（隔月）		
社債		アジア	
その他債券	年12回		
クレジット属性	（毎月）	オセアニア	
（ ）			
不動産投信	日々	中南米	
	その他	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ
（ ）			
その他資産			
（投資信託証券（債券・		中近東	
一般））		（中東）	
資産複合		エマージング	
（ ）			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

ファンドは、マザーファンドの受益証券（投資信託証券）を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産（投資信託証券）」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「債券」とは分類・区分が異なります。

商品分類および属性区分の定義につきましては、下記をご覧ください。なお、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でもご覧いただけます。

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

〔商品分類表の定義〕

《単位型投信・追加型投信の区分》

- （１）単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われ
ないファンドをいう。
- （２）追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに
運用されるファンドをいう。

《投資対象地域による区分》

- （１）国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資
産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （２）海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資
産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （３）内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉
とする旨の記載があるものをいう。

《投資対象資産による区分》

- （１）株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源
泉とする旨の記載があるものをいう。

- (2) 債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な組入資産そのものの名称記載も可とする。
- (5) 資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《独立した区分》

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

《補足分類》

- (1) インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、[属性区分表の定義]で《特殊型》の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

[属性区分表の定義]

《投資対象資産による属性区分》

(1) 株式

一般・・・次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

一般・・・次の国債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、国債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性・・・目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信・・・これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産・・・組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合・・・以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

《決算頻度による属性区分》

- (1) 年1回・・・目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回・・・目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回・・・目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回（隔月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回（毎月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々・・・目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他・・・上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

《投資対象地域による属性区分（重複使用可能）》

- (1) グローバル・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東（中東）・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資形態による属性区分》

- (1) ファミリーファンド・・・目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ・・・「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

《為替ヘッジによる属性区分》

- (1) 為替ヘッジあり・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

《インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分》

- (1) 日経225

(2) TOPIX

(3) その他の指数・・・上記指数にあてはまらない全てのものをいう。

《特殊型》

(1) ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。

(2) 条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

(3) ロング・ショート型／絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

(4) その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（3）に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

〈ファンドの特色〉

- 内外の公社債を実質的に組入れの中心として安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。

※投資する公社債は、邦貨建てのものに限り、利子等収入の確保を目指して運用を行います。

- 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引、ならびに外国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。
- 信託財産が保有する資産について、金利先渡取引・為替先渡取引を行うことができます。

(2) 【ファンドの沿革】

昭和52年5月20日	信託契約締結、設定、運用開始
平成13年5月20日	組入非上場債券の時価評価移行に伴い、予想分配型投信から実績分配型投信へ商品性格を変更
平成19年1月 4日	投資信託振替制度へ移行
平成20年3月21日	目標分配額にかかる条文を削除するため、また、実質的に同一の運用に関する基本方針、投資制限を有する親投資信託を主要投資対象とするため信託約款を変更

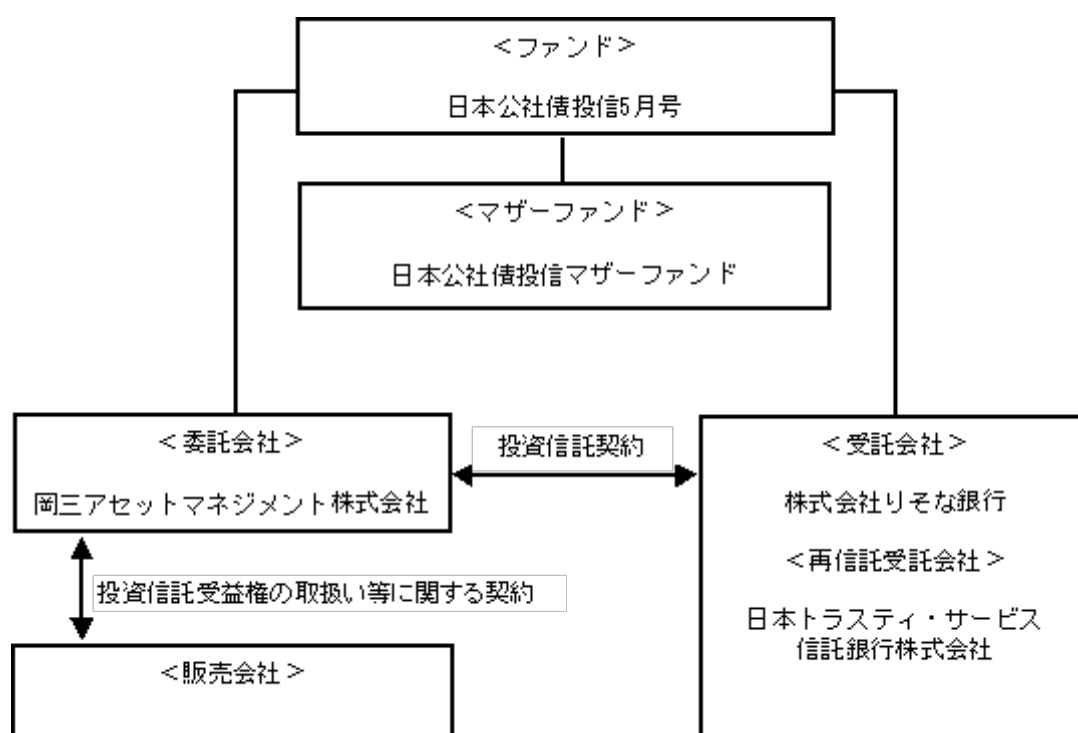
(3) 【ファンドの仕組み】

■ ファミリーファンド方式

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



■ ファンドの関係法人とその役割



関係法人	役割
委託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。
受託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。

■ 委託会社の概況（平成24年6月末日現在）

資本金
10億円

委託会社の沿革

昭和39年10月 6 日	「日本投信委託株式会社」設立
昭和62年 6 月27日	第三者割当増資の実施（新資本金 4億5,000万円）
平成 2 年 6 月30日	第三者割当増資の実施（新資本金 10億円）
平成20年 4 月 1 日	岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更

大株主の状況

名 称	住 所	持株数	持株比率
岡三興業株式会社	東京都中央区日本橋小網町9番9号	253,400株	30.71%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋1丁目17番6号	163,800株	19.85%
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	41,150株	4.99%
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	41,150株	4.99%
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	41,149株	4.99%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

■ 基本方針

ファンドは、内外の公社債を実質的な投資対象とし、安定した収益の確保を目的として安定運用を行います。

投資する公社債は、邦貨建てのものに限り、利子等収入の確保を目指して運用を行います。

■ 運用方法

a 投資対象

日本公社債投信マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

ただし、内外の公社債に直接投資することがあります。

b 投資態度

イ．日本公社債投信マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券への投資を通じて、内外の公社債を実質的に組入れの中心として安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。

ロ．資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ハ．有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引、ならびに外国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

ニ．信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避す

るため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

ホ．信託財産が保有する資産について、金利先渡取引・為替先渡取引を行うことができます。

（参考）日本公社債投信マザーファンドの投資方針

■ 基本方針

ファンドは、内外の公社債への投資により、安定した収益の確保を目的として安定運用を行います。

■ 運用方法

a 投資対象

内外の公社債を主要投資対象とします。

b 投資態度

イ．内外の公社債を組入れの中心として安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。

ロ．資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ハ．有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引、ならびに外国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

ニ．投資信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

ホ．投資信託財産が保有する資産について、金利先渡取引・為替先渡取引を行うことができます。

（２）【投資対象】

■ 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引および為替先渡取引に限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

b 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

■ 運用の指図範囲

a 有価証券

委託会社は、信託金を、主として、岡三アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社として締結された親投資信託である日本公社債投信マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）で市場性のあるものに投資することを指図します。

イ．国債証券

ロ．地方債証券

ハ．特別の法律により法人の発行する債券

ニ．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）

ホ．コマーシャル・ペーパー

ヘ．外国または外国の者の発行する証券で、上記イ．からホ．までの証券の性質を有するもの

ト．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

チ．貸付債権信託受益権（銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第2条第1項に規定する協同組織金融機関、金融商品取引法施行令第1条の9各号に掲げる金融機関、信託会社又は貸金業の規則等に関する法律施行令第1条第4号に掲げる者の貸付信託を信託する信託（当該信託に係る契約の際における受益者が委託会社であるものに限ります。）に係るものに限ります。以下、同じ。）であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

b 金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、以下の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

イ．預金

ロ．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

ハ．コール・ローン

ニ．手形割引市場において売買される手形

ホ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

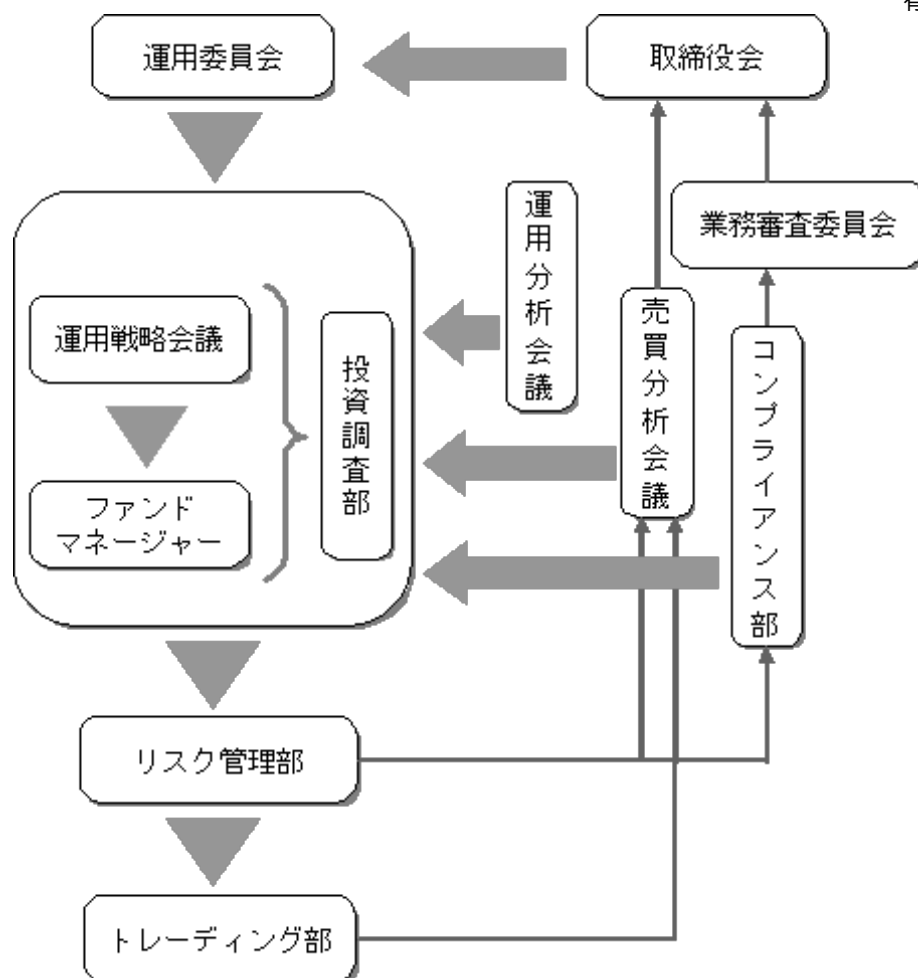
c 特別な場合の運用指図

ファンドの設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を上記の金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

■ 運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



会議名または部署名	役割
運用委員会 （月1回開催）	運用本部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。
運用戦略会議 （月1回開催）	ファンドマネージャーより運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略が報告され、その内容について検討を行います。
運用担当部署	ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書・運用実施計画書に基づいて、運用の指図を行います。
投資調査部	国内外のマクロ経済・セミマクロ経済の調査・分析、市場環境の分析、企業の調査・分析等を行い、ファンドマネージャーに情報提供を行うことで、運用をサポートします。
運用分析会議 （月1回開催）	運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。
売買分析会議 （月1回開催）	運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。

業務審査委員会 （原則月1回開催）	運用の指図において発生した事務処理ミスや社内規程等に抵触した事項などについて、審議・検討を行います。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。
コンプライアンス部 （6名程度）	運用業務にかかわる関係法令及び社内諸規則等の遵守状況の検証並びに検証に基づく運用本部への指導を行います。
リスク管理部 （6名程度）	「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき、法令諸規則等に定める運用の指図に関する事項の遵守状況の確認を行います。発注前の検証として、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるのか伝票等より確認を行い、発注後の検証として、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。
トレーディング部 （7名程度）	有価証券、デリバティブ取引に係る権利等の発注に関し、法令諸規則等に基づいて最良執行に努めています。また、運用指図の結果について最良執行の観点からの検証・分析を行います。

■ 社内規程

委託会社では、ファンドの運用に関する社内規程において、運用を行うに当たって遵守すべき事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

また、委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。

■ ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

運用体制等につきましては、平成24年6月末日現在のものであり、変更になることがあります。

（４）【分配方針】

- 毎年5月19日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、運用収益（純資産総額の元本超過額）の全額を分配します。

決算日の基準価額が1万口当たり1万円を下回った場合は、分配を行いません。

また、翌期以降も決算日の基準価額が1万口当たり1万円を上回らない限り分配は行いません。

分配金は、決算日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて支払いを開始します。

- 分配金再投資コースの場合、分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資いたします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

分配方針に基づいて収益分配を行う予定ですが、分配金の支払いを保証するものではありません。

（５）【投資制限】

- マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。

■ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

■ 先物取引等の運用指図・目的・範囲

- a 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびにロンドンの取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）
- イ．先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- ロ．先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品（預金、指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）、コール・ローン、手形割引市場において売買される手形に限り、以下、同じ。）の範囲内とします。
- ハ．コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、a、b、及びcで規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- b 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびにロンドンの取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。
- イ．先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- ロ．先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品の範囲内とします。
- ハ．コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつa、b、及びcで規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- c 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびにロンドンの取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- イ．先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
- ロ．先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- ハ．コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつa、b、及びcで規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

■ スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- a 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

せん。

- c スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額（マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、信託財産の純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部解約を指図するものとします。
- d スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

■ 金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

- a 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額（マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）が、保有金利商品の時価総額（マザーファンドの信託財産に属する金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- d 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額（マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）が、保有外貨建資産の時価総額（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- e 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- f 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

■ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

■ 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

■ 資金の借入

- a 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の

運用は行わないものとします。

- b 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- c 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

■ 「投資信託及び投資法人に関する法律」並びに関係法令に基づく投資制限

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、国内外の債券等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

< 投資リスク >

■ 金利変動リスク

金利は、経済環境や物価動向、中央銀行の金融政策、政府の経済政策等を反映して変動します。金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、金利が低下した場合には債券の価格は上昇します。

投資した債券の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した債券の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した債券の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行会社等の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

債券や短期金融商品を投資対象としますので、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

< 留意事項 >

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用は

ありません。

- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ 分配方針に基づいて、収益分配を行う予定ですが、収益分配金の支払いを保証するものではありません。運用実績に応じて分配対象収益は変動するため、収益分配金が減少する可能性や、収益分配を行わない可能性があります。
- ・ 決算日の基準価額が1万口当たり1万円を下回っているときは、収益分配を行いません。
- ・ 取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付を中止することがあります。
- ・ ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファンドが投資対象とするマザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加設定および一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等が生じ、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

< 投資リスクに対する管理体制 >

- ・ 運用委員会において、運用に関する内規の制定および改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。
- ・ リスク管理部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款等（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

リスク管理部は、原則として日々、次に掲げる方法による検証を行います。

運用の指図に関する帳票の確認

検証システムにより抽出される運用の実施状況に関するデータの確認

その他検証を行うために必要な行為

発注前の検証は、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるかどうか伝票等より確認を行います。発注後の検証は、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

- ・ 運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

4 【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

ありません。

（２）【換金（解約）手数料】

換金方法には、解約請求制と買取請求制があります。

詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

ご換金時には次に定める換金手数料を解約代金又は買取代金から徴収します。

■ 岡三証券株式会社が定める手数料

イ．平成13年3月21日（平成13年3月号）以前に取得した受益権

1万口につき105円（税抜100円）

ロ．平成13年3月22日（平成13年4月号）以後平成14年3月20日（平成14年3月号）以前に取得した受益権

1万口につき26.25円（税抜25円）

ハ．平成14年3月21日（平成14年4月号）以後に取得した受益権

無手数料

■ 岩井コスモ証券株式会社・中銀証券株式会社・ばんせい証券株式会社が定める手数料

イ．平成13年3月21日（平成13年3月号）以前に取得した受益権

1万口につき105円（税抜100円）

ロ．平成13年3月22日（平成13年4月号）以後平成14年3月20日（平成14年3月号）以前に取得した受益権

1万口につき26.25円（税抜25円）

ハ．平成14年3月21日（平成14年4月号）以後に取得した受益権

1万口につき2.1円（税抜2円）

中銀証券株式会社は、ファンドの新規の販売は行いません。換金申込の受付、収益分配金の支払いならびに再投資、および換金代金ならびに償還金の支払い等のみ行います。

（3）【信託報酬等】

■ 信託報酬の総額及びその配分

過去1ヵ月間の年換算収益率に応じ、以下のように1万口当たりの年換算信託報酬の総額及びその配分を定めます。

イ．過去1ヵ月間の年換算収益率が0.03%未満のとき

年換算信託報酬の総額	委託会社	販売会社	受託会社
1.00円以内	0.00円	0.00円	1.00円以内

ロ．過去1ヵ月間の年換算収益率が0.03%以上0.1%未満のとき

年換算信託報酬の総額	委託会社	販売会社	受託会社
3.00円以内	1.00円以内	1.00円以内	1.00円以内

ハ．過去1ヵ月間の年換算収益率が0.1%以上0.2%未満のとき

年換算信託報酬の総額	委託会社	販売会社	受託会社
5.00円以内	2.00円以内	2.00円以内	1.00円以内

ニ．過去1ヵ月間の年換算収益率が0.2%以上1.0%未満のとき

年換算信託報酬の総額	委託会社	販売会社	受託会社
70.12円×過去1ヵ月間の年換算収益率×100+1円 以内	47.2%	45.7%	7.1%

ホ．過去1ヵ月間の年換算収益率が1.0%以上のとき

年換算信託報酬の総額	委託会社	販売会社	受託会社
71.12円以内	33.60円以内	32.52円以内	5.00円以内

信託報酬の配分について、販売会社の信託報酬には消費税等相当額を加算するものとし、当該消費税等相当額を委託会社の信託報酬から差し引くものとします。

■ 信託報酬の支払い時期

毎計算期末又は信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

- ファンドの組入有価証券の売買委託手数料、先物・オプション取引等の売買委託手数料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、マザーファンドの当該売買委託手数料につきましては、間接的に受益者の負担となります。
- ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、信託元本総額に年10,000分の0.315（税抜0.3）の率を乗じて得た額とし、毎計算期末又は信託終了のとき、信託財産中から支弁します。
- ファンドの解約に伴う支払資金の手当て又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ファンドの信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、マザーファンドの当該費用につきましては、間接的に受益者の負担となります。

上記の他、信託約款の規定に基づく運用指図等により生じた費用をご負担いただく場合があります。また、その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、公社債投資信託として取扱われます。

■ 分配金

分配金は、利子所得として、以下の税率による源泉分離課税が行われます。マル優制度をご利用の場合は、非課税です。

■ 償還金

償還時の個別元本超過額は、利子所得として、以下の税率による源泉分離課税が行われます。マル優制度をご利用の場合は、非課税です。

■ 解約金

解約時の個別元本超過額は、利子所得として、以下の税率による源泉分離課税が行われます。マル優制度をご利用の場合は、非課税です。

平成25年1月1日から平成49年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
平成24年12月31日まで	20%（所得税15%、地方税5%）
平成25年1月1日以降 平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
平成50年1月1日以降	20%（所得税15%、地方税5%）

個別元本とは...

個別元本とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額（平成14年3月31日以前の取得にかかる受益権の価額については1万口当たり1万円です。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。

■ マル優制度の取扱い

ファンドは、障害者等の少額貯蓄非課税制度（「マル優制度」といいます。）適格の投資信託です。マル優制度は、障害者等一定の条件に該当する取得申込者が利用することができます。マル優制度の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

上記の内容は平成24年6月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。

5【運用状況】

平成24年6月29日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	865,983,681	91.32
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		82,313,471	8.68
合計（純資産総額）		948,297,152	100.00

<参考> 日本公社債投信マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	2,999,809,981	28.44
地方債証券	日本	2,147,670,855	20.36
特殊債券	日本	3,613,506,877	34.26
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		1,786,984,745	16.94
合計（純資産総額）		10,547,972,458	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

組入銘柄は、上位30銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託受益証券	日本公社債投信マザーファンド	853,690,538	1.0142	865,812,944	1.0144	865,983,681	91.32

（種類別投資比率）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	91.32
合計	91.32

< 参考 > 日本公社債投信マザーファンド

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第 2 9 9 回利付国債 (2 年)	500,000,000	100.03	500,199,962	100.03	500,199,962	0.20	2012年12月15日	4.74
日本	国債証券	第 2 9 8 回利付国債 (2 年)	500,000,000	99.99	499,983,443	99.99	499,983,443	0.10	2012年11月15日	4.74
日本	地方債証券	平成 1 4 年度第 2 回愛知県公募公債 (1 0 年)	320,000,000	100.34	321,104,700	100.34	321,104,700	1.30	2012年10月18日	3.04
日本	特殊債券	第 1 7 3 回政府保証中小企業債券	300,000,000	100.49	301,490,622	100.49	301,490,622	0.80	2013年3月25日	2.86
日本	特殊債券	第 8 2 6 回政府保証公営企業債券	300,000,000	100.47	301,414,927	100.47	301,414,927	0.70	2013年4月23日	2.86
日本	特殊債券	第 8 1 8 回政府保証公営企業債券	300,000,000	100.17	300,527,790	100.17	300,527,790	1.30	2012年8月23日	2.85
日本	特殊債券	第 1 4 回政府保証都市再生債券	300,000,000	100.11	300,330,048	100.11	300,330,048	1.10	2012年8月10日	2.85
日本	特殊債券	第 3 8 回政府保証関西国際空港債券	300,000,000	100.05	300,179,100	100.05	300,179,100	1.30	2012年7月18日	2.85
日本	特殊債券	第 1 0 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	101.01	202,030,644	101.01	202,030,644	1.50	2013年3月27日	1.92
日本	特殊債券	第 4 回阪神高速道路債券	200,000,000	100.55	201,110,276	100.55	201,110,276	0.93	2013年3月19日	1.91
日本	特殊債券	第 5 回政府保証中部国際空港債券	200,000,000	100.50	201,018,480	100.50	201,018,480	0.80	2013年3月28日	1.91
日本	特殊債券	第 4 0 回日本政策投資銀行債券	200,000,000	100.50	201,007,904	100.50	201,007,904	1.22	2012年12月20日	1.91
日本	特殊債券	第 8 2 4 回政府保証公営企業債券	200,000,000	100.45	200,904,001	100.45	200,904,001	0.80	2013年2月27日	1.90
日本	特殊債券	第 1 3 1 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	100.12	200,249,480	100.12	200,249,480	0.30	2013年2月28日	1.90
日本	地方債証券	第 5 回東京都公募公債 (3 年)	200,000,000	100.10	200,205,006	100.10	200,205,006	0.27	2013年3月19日	1.90
日本	地方債証券	平成 1 9 年度第 2 回福岡市公募公債 (5 年)	200,000,000	100.09	200,197,789	100.09	200,197,789	1.57	2012年7月25日	1.90
日本	国債証券	第 2 8 7 回国庫短期証券	200,000,000	99.99	199,981,574	99.99	199,981,574	0.00	2012年8月2日	1.90
日本	国債証券	第 2 8 3 回国庫短期証券	200,000,000	99.98	199,967,568	99.98	199,967,568	0.00	2012年8月27日	1.90
日本	国債証券	第 2 8 4 回国庫短期証券	200,000,000	99.98	199,963,875	99.98	199,963,875	0.00	2012年9月3日	1.90
日本	国債証券	第 2 8 6 回国庫短期証券	200,000,000	99.98	199,960,356	99.98	199,960,356	0.00	2012年9月10日	1.90
日本	国債証券	第 2 8 8 回国庫短期証券	200,000,000	99.97	199,955,795	99.97	199,955,795	0.00	2012年9月18日	1.90
日本	国債証券	第 2 9 1 回国庫短期証券	200,000,000	99.97	199,950,200	99.97	199,950,200	0.00	2012年10月1日	1.90
日本	国債証券	第 2 8 5 回国庫短期証券	200,000,000	99.95	199,909,882	99.95	199,909,882	0.00	2012年12月10日	1.90
日本	地方債証券	平成 1 4 年度第 3 回静岡県公募公債	192,000,000	100.36	192,697,528	100.36	192,697,528	1.30	2012年10月24日	1.83
日本	地方債証券	第 5 8 8 回東京都公募公債	164,000,000	100.17	164,286,037	100.17	164,286,037	1.30	2012年8月24日	1.56
日本	地方債証券	平成 1 4 年度第 3 回埼玉県公募公債	150,000,000	100.37	150,561,095	100.37	150,561,095	1.10	2012年11月22日	1.43
日本	地方債証券	平成 1 9 年度第 3 回静岡県公募公債 (5 年)	132,700,000	100.11	132,856,094	100.11	132,856,094	1.54	2012年7月30日	1.26
日本	地方債証券	平成 1 4 年度第 8 回札幌市公募公債	102,100,000	100.42	102,531,921	100.42	102,531,921	0.60	2013年5月29日	0.97

日本	特殊債券	第7回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	100.85	100,856,411	100.85	100,856,411	1.40	2013年2月28日	0.96
日本	特殊債券	第12回道路債券	100,000,000	100.54	100,547,480	100.54	100,547,480	1.33	2012年12月20日	0.95

（種類別投資比率）

種類	投資比率（％）
国債証券	28.44
地方債証券	20.36
特殊債券	34.26
合計	83.06

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額	基準価額 （１口当たり）
	円	円
第26期計算期間末 （平成15年 5月19日）	2,050,157,174（分配付） 2,048,416,051（分配落）	1.0009（分配付） 1.0000（分配落）
第27期計算期間末 （平成16年 5月19日）	1,544,072,486（分配付） 1,543,532,262（分配落）	1.0004（分配付） 1.0000（分配落）
第28期計算期間末 （平成17年 5月19日）	1,221,262,089（分配付） 1,220,712,780（分配落）	1.0005（分配付） 1.0000（分配落）
第29期計算期間末 （平成18年 5月19日）	959,111,243（分配付） 958,488,235（分配落）	1.0007（分配付） 1.0000（分配落）
第30期計算期間末 （平成19年 5月21日）	845,191,278（分配付） 842,873,482（分配落）	1.0028（分配付） 1.0000（分配落）
第31期計算期間末 （平成20年 5月19日）	867,288,384（分配付） 863,661,073（分配落）	1.0042（分配付） 1.0000（分配落）
第32期計算期間末 （平成21年 5月19日）	723,706,780（分配付） 720,967,210（分配落）	1.0038（分配付） 1.0000（分配落）
第33期計算期間末 （平成22年 5月19日）	706,818,804（分配付） 705,408,034（分配落）	1.0020（分配付） 1.0000（分配落）
第34期計算期間末 （平成23年 5月19日）	815,047,081（分配付） 814,151,552（分配落）	1.0011（分配付） 1.0000（分配落）

第35期計算期間末 （平成24年 5月21日）	770,827,501 （分配付） 770,095,939 （分配落）	1.0010 （分配付） 1.0000 （分配落）
平成23年 6月末日	1,065,220,753	1.0002
7月末日	1,006,204,275	1.0002
8月末日	960,129,566	1.0003
9月末日	921,076,485	1.0004
10月末日	899,463,692	1.0004
11月末日	892,352,803	1.0006
12月末日	879,920,222	1.0007
平成24年 1月末日	825,281,199	1.0007
2月末日	809,050,970	1.0008
3月末日	783,785,246	1.0008
4月末日	773,908,899	1.0009
5月末日	994,697,396	1.0000
6月末日	948,297,152	1.0001

【分配の推移】

期間		分配金 （1口当たり）
第26期計算期間	自平成14年 5月21日至平成15年 5月19日	0.000850円
第27期計算期間	自平成15年 5月20日至平成16年 5月19日	0.000350円
第28期計算期間	自平成16年 5月20日至平成17年 5月19日	0.000450円
第29期計算期間	自平成17年 5月20日至平成18年 5月19日	0.000650円
第30期計算期間	自平成18年 5月20日至平成19年 5月21日	0.002750円
第31期計算期間	自平成19年 5月22日至平成20年 5月19日	0.004200円
第32期計算期間	自平成20年 5月20日至平成21年 5月19日	0.003800円
第33期計算期間	自平成21年 5月20日至平成22年 5月19日	0.002000円
第34期計算期間	自平成22年 5月20日至平成23年 5月19日	0.001100円
第35期計算期間	自平成23年 5月20日至平成24年 5月21日	0.000950円

【収益率の推移】

期間		収益率（％）
第26期計算期間	自平成14年 5月21日至平成15年 5月19日	0.1
第27期計算期間	自平成15年 5月20日至平成16年 5月19日	0.0
第28期計算期間	自平成16年 5月20日至平成17年 5月19日	0.1
第29期計算期間	自平成17年 5月20日至平成18年 5月19日	0.1
第30期計算期間	自平成18年 5月20日至平成19年 5月21日	0.3
第31期計算期間	自平成19年 5月22日至平成20年 5月19日	0.4
第32期計算期間	自平成20年 5月20日至平成21年 5月19日	0.4

第33期計算期間	自平成21年 5月20日至平成22年 5月19日	0.2
第34期計算期間	自平成22年 5月20日至平成23年 5月19日	0.1
第35期計算期間	自平成23年 5月20日至平成24年 5月21日	0.1

（注）収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

（４）【設定及び解約の実績】

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第26期計算期間	655,626,027	2,269,714,741
第27期計算期間	285,755,559	790,636,619
第28期計算期間	148,276,165	471,087,218
第29期計算期間	83,623,716	345,837,315
第30期計算期間	72,614,241	188,253,709
第31期計算期間	225,439,914	204,629,326
第32期計算期間	86,095,302	228,801,327
第33期計算期間	126,742,714	142,297,101
第34期計算期間	216,454,216	107,721,841
第35期計算期間	300,537,712	344,588,920

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

■ 取得申込受付日および取得申込受付時間

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日に行うことができます。

取得申込受付時間は、販売会社にお問い合わせ下さい。

■ 取得申込手続

- 取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- 取得申込方法には、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。ファンドからお支払いする収益分配金のお受取りをご希望される取得申込者は「分配金受取りコース」を、収益分配金を自動的に再投資することをご希望される取得申込者は「分配金再投資コース」をお申込み下さい。
- 分配金再投資コースを選択した場合には、販売会社との間でファンドに係る累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定するものを含みます。）に基づく収益分配金の再投資等に係る契約を結んでいただきます。

- ・ 申込単位については、分配金受取りコースにより岡三証券株式会社、岩井コスモ証券株式会社、ばんせい証券株式会社で取得申込みの場合は1万口以上1万口単位、分配金再投資コースにより岡三証券株式会社で取得申込みの場合は3,000円以上1円単位、岩井コスモ証券株式会社で取得申込みの場合は5,000円以上1円単位となります。
- ・ 1口当たりの発行価格は、ファンドの決算日の基準価額とします。
なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、当該収益分配金に係る決算日の基準価額とします。
発行価格は、ファンドの決算日の翌営業日以後、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければお知らせします。
- ・ 申込手数料はありません。
- ・ 申込金額は、1口当たりの発行価格に申込口数を乗じて得た額です。
- ・ 申込金額は、申込期間中に、取得申込みを取扱った販売会社の本・支店等でお支払い下さい。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

ホームページ <http://www.okasan-am.jp>

2【換金（解約）手続等】

■ 換金申込受付日および換金申込受付時間

受益者は、販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に、販売会社を通じて、換金の請求をすることができます。

換金申込受付時間は、販売会社にお問い合わせ下さい。

■ 換金方法

換金方法には、解約請求制と買取請求制があります。詳細については、販売会社にお問い合わせ下さい。

■ 解約請求制による換金手続

- ・ 受益者は、取得申込みを取り扱った販売会社を通じて委託会社に、分配金受取りコースの場合は1万口単位、分配金再投資コースの場合は1口単位をもって、解約の請求をすることができます。
- ・ 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、受益証券をお手許で保有されている場合は、解約のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますのでご留意下さい。
- ・ 解約価額は、解約請求受付日の基準価額とします。解約価額につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 解約手数料は、以下のようになります。

< 岡三証券株式会社が定める手数料 >

平成13年3月21日（平成13年3月号）以前に取得した受益権

1万口につき105円（税抜100円）

平成13年3月22日（平成13年4月号）以後平成14年3月20日（平成14年3月号）以前に取得した受益権

1万口につき26.25円（税抜25円）

平成14年3月21日（平成14年4月号）以後に取得した受益権

無手数料

< 岩井コスモ証券株式会社・中銀証券株式会社 ・ ばんせい証券株式会社が定める手数料 >

平成13年3月21日（平成13年3月号）以前に取得した受益権

1万口につき105円（税抜100円）

平成13年3月22日（平成13年4月号）以後平成14年3月20日（平成14年3月号）以前に取得した受益権

1万口につき26.25円（税抜25円）

平成14年3月21日（平成14年4月号）以後に取得した受益権

1万口につき2.1円（税抜2円）

中銀証券株式会社は、ファンドの新規の販売は行いません。換金申込の受付、収益分配金の支払いならびに再投資、および換金代金ならびに償還金の支払い等のみ行います。

- ・ 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社を通じてお支払いします。
- 買取請求制による換金手続
 - ・ 受益者は、取得申込みを取扱った販売会社に、分配金受取りコースの場合は1万口単位、分配金再投資コースの場合は1口単位をもって、買取の請求をすることができます。
 - ・ 販売会社は、受益者に帰属する受益権の買取を行います。なお、受益証券をお手許で保有されている場合は、買取のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますのでご注意ください。
 - ・ 買取価額は、買取請求受付日の基準価額から「当該買取りに関して販売会社にかかる所得税及び地方税に相当する金額」及び「解約請求制に準じた換金手数料」を控除した価額とします。
 - ・ 買取代金は、買取請求受付日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社でお支払いします。
- 換金手続の中止
 - ・ 取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付を中止することがあります。
 - ・ 換金の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合には、当該換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

■ 基準価額の計算方法

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価又は償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、基準価額は、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

■ マザーファンドの評価

ファンドが主要投資対象とするマザーファンドは、マザーファンドの基準価額で評価します。

■ 公社債の評価

公社債は、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場を除く。）又は価格情報会社の提供する価額等で評価します。た

だし、残存期間1年以内の公社債については、原則として、償却原価法で評価します。

償却原価法とは...

買付けにかかる約定日（割引債券の場合は受渡日）又は償還日の前年応答日（応答日の帳簿価額を取得価額とします。）の翌日から償還日まで、取得価額と償還価額（割引債券の償還価額は税込（額面＋源泉税）とします。）の差額を当該期間により日割計算して得た金額を日々帳簿価額に加算又は減算した額で評価する方法をいいます。

■ 基準価額に関する照会方法

基準価額は毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

お問い合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

ホームページ <http://www.okasan-am.jp>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間は、昭和52年5月20日から無期限とします。

ただし、信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

計算期間は、毎年5月20日から翌年5月19日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

■ 信託契約の解約（繰上償還）

- a 委託会社は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めたとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、上記 a の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c 上記 b の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d 上記 c の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- e 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f 上記 c ～ e までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であっ

て、一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

- g 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- h 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後述の信託約款の変更dに該当する場合を除き、その委託会社と受託会社との間において存続します。
- i 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

■ 信託約款の変更

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、上記aの変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c 上記bの公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、信託約款の変更をしません。
- e 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、この信託約款を変更しようとするときは、上記b～eの規定に従います。

■ 反対者の買取請求権

前述の信託契約の解約（繰上償還）又は信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

■ 運用報告書の交付

委託会社は、毎計算期間終了後および償還時に、期中の運用経過等を記載した運用報告書を作成し、知られたる受益者に、販売会社を通じて交付します。なお、日本公社債投信1月号～12月号の運用報告書を複数号もしくは全月号をとりまとめて受益者に交付する場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

■ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.okasan-am.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

■ 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。この場合、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

■ 関係法人との契約の更改等に関する手続等

販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から1年で、期間満了の3カ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に1年間更新され、その後も同様とします。

変更内容の開示

販売会社との契約又は信託約款を変更した場合において、委託会社が変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

4【受益者の権利等】

■ ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

■ 収益分配金に対する請求権

- ・ 受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ・ 収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。
- ・ 累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し、計算期間終了日の基準価額をもって収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。
- ・ 受益者が、収益分配金について支払い開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

なお、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

■ 償還金に対する請求権

- ・ 受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ・ 償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。
- ・ 受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。

■ 換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して解約請求を行う権利、および販売会社に対して買取請求を行う権利を有します。

■ 書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第35期計算期間（平成23年5月20日から平成24年5月21日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

日本公社債投信5月号

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第34期 (平成23年 5 月19日現在)	第35期 (平成24年 5 月21日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	80,798,575	70,446,623
親投資信託受益証券	734,757,187	700,894,863
未収利息	196	172
流動資産合計	815,555,958	771,341,658
資産合計	815,555,958	771,341,658
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	895,529	731,562
未払解約金	163,883	164,297
未払受託者報酬	85,628	91,104
未払委託者報酬	232,518	230,184
その他未払費用	26,848	28,572
流動負債合計	1,404,406	1,245,719
負債合計	1,404,406	1,245,719
純資産の部		
元本等		
元本	*1 814,117,520	*1 770,066,312
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	34,032	29,627
元本等合計	814,151,552	770,095,939
純資産合計	*2 814,151,552	*2 770,095,939
負債純資産合計	815,555,958	771,341,658

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第34期 自 平成22年 5 月20日 至 平成23年 5 月19日	第35期 自 平成23年 5 月20日 至 平成24年 5 月21日
営業収益		
受取利息	76,961	76,075
有価証券売買等損益	1,225,039	1,137,676
営業収益合計	1,302,000	1,213,751
営業費用		
受託者報酬	85,628	91,104
委託者報酬	232,518	230,184
その他費用	26,848	28,572
営業費用合計	344,994	349,860
営業利益又は営業損失（ ）	957,006	863,891
経常利益又は経常損失（ ）	957,006	863,891
当期純利益又は当期純損失（ ）	957,006	863,891
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	22,889	34,032
剰余金減少額又は欠損金増加額	50,334	136,734
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	50,334	136,734
分配金	*1 895,529	*1 731,562
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	34,032	29,627

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別	第35期
項 目	自 平成23年 5月20日 至 平成24年 5月21日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、当期末が休日のため、平成23年 5月20日から平成24年 5月21日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第34期 (平成23年 5月19日現在)	第35期 (平成24年 5月21日現在)
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 814,117,520口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 770,066,312口
*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.0000円 (10,000口当たりの純資産額 10,000円)	*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.0000円 (10,000口当たりの純資産額 10,000円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第34期 自 平成22年 5月20日 至 平成23年 5月19日	第35期 自 平成23年 5月20日 至 平成24年 5月21日
*1. 分配金の計算過程 計算期間末における、純資産額の元本超過額929,561円を分配対象額として895,529円(10,000口当たり11円)を分配金額としております。	*1. 分配金の計算過程 計算期間末における、純資産額の元本超過額761,189円を分配対象額として731,562円(10,000口当たり9円50銭)を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別	第34期 自 平成22年 5月20日 至 平成23年 5月19日	第35期 自 平成23年 5月20日 至 平成24年 5月21日
項 目		
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同 左

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、主として、国内公社債に投資する親投資信託受益証券を売買目的で保有しており、金利変動リスク、信用リスク等を有しております。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	当ファンドは、主として、売買目的の有価証券を保有しております。保有する有価証券の詳細は、「（４）附属明細表」に記載しております。これらは、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等を有しております。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	同 左

2. 金融商品の時価に関する事項

期 別	第34期 （平成23年 5月19日現在）	第35期 （平成24年 5月21日現在）
項 目		
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同 左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同 左

（関連当事者との取引に関する注記）

第34期 自 平成22年 5月20日 至 平成23年 5月19日	第35期 自 平成23年 5月20日 至 平成24年 5月21日
該当事項はありません。	同 左

（重要な後発事象に関する注記）

第35期 自 平成23年 5月20日 至 平成24年 5月21日
--

該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

第34期 （平成23年 5月19日現在）		第35期 （平成24年 5月21日現在）	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	705,385,145円	期首元本額	814,117,520円
期中追加設定元本額	216,454,216円	期中追加設定元本額	300,537,712円
期中一部解約元本額	107,721,841円	期中一部解約元本額	344,588,920円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第34期（自 平成22年5月20日 至 平成23年5月19日）

（単位：円）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,233,178
合 計	1,233,178

第35期（自 平成23年5月20日 至 平成24年5月21日）

（単位：円）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,036,519
合 計	1,036,519

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

4. 追加情報

第35期 自 平成23年 5月20日 至 平成24年 5月21日	
「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。	

（４）【附属明細表】

1. 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	日本公社債投信マザーファンド	691,013,372	700,894,863	
	計	銘柄数：1	691,013,372	700,894,863	
		組入時価比率：91.0%		100.0%	
	合計			700,894,863	

- (注) 1.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。
2.親投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

- 2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表
該当事項はありません。

<参考>

当ファンドは、「日本公社債投信マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

日本公社債投信マザーファンドの経理状況

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

日本公社債投信マザーファンド

[貸借対照表]

(単位:円)

科 目	期 別	注記番 号	平成23年 5月19日現在	平成24年 5月21日現在
			金額	金額
資産の部				
流動資産				
コール・ローン			345,432,359	224,026,718
国債証券			2,100,941,967	2,900,125,052
地方債証券			646,840,372	2,203,593,133
特殊債券			5,326,732,301	4,052,063,587
社債券			1,033,058,760	-
現先取引勘定			999,470,000	1,299,792,000
未収利息			24,276,813	13,957,217
前払費用			4,616,285	2,964,039
流動資産合計			10,481,368,857	10,696,521,746
資産合計			10,481,368,857	10,696,521,746
負債の部				
流動負債				
未払金			202,308,000	-
流動負債合計			202,308,000	-
負債合計			202,308,000	-
純資産の部				
元本等				
元本				
元本		*1	10,148,441,639	10,545,863,210
剰余金				
剰余金			130,619,218	150,658,536
純資産合計		*2	10,279,060,857	10,696,521,746
負債・純資産合計			10,481,368,857	10,696,521,746

[注記表]

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別
	自 平成23年 5月20日 至 平成24年 5月21日

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日までの残存期間が1年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場合は、償却原価法によって評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、日本公社債投信5月号の計算期間に合わせるため、平成23年 5月20日から平成24年 5月21日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

平成23年 5月19日現在	平成24年 5月21日現在
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 10,148,441,639口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 10,545,863,210口
*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.0129円 (10,000口当たりの純資産額 10,129円)	*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.0143円 (10,000口当たりの純資産額 10,143円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項 目	期 別	自 平成22年 5月20日 至 平成23年 5月19日	自 平成23年 5月20日 至 平成24年 5月21日
1. 金融商品に対する取組方針		当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同 左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク		当ファンドは、主として、国内公社債を売買目的で保有しており、金利変動リスク、信用リスク等を有しております。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	当ファンドは、主として、売買目的の有価証券を保有しております。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。これらは、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等を有しております。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	同 左
-------------------	--	-----

2. 金融商品の時価に関する事項

期 別 項 目	平成23年 5月19日現在	平成24年 5月21日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同 左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同 左

（その他の注記）

1. 元本の移動

（単位：円）

平成23年 5 月19日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成22年 5月20日
期首元本額	9,424,482,705
期首より平成23年 5月19日までの追加設定元本額	2,892,836,466
期首より平成23年 5月19日までの一部解約元本額	2,168,877,532
期末元本額	10,148,441,639
平成23年 5月19日現在の元本の内訳（＊）	
日本公社債投信1月号	731,703,091
日本公社債投信2月号	876,333,146
日本公社債投信3月号	818,989,849
日本公社債投信4月号	1,131,126,618
日本公社債投信5月号	725,399,534
日本公社債投信6月号	720,906,165
日本公社債投信7月号	711,223,993
日本公社債投信8月号	1,068,922,989

日本公社債投信9月号	849,091,826
日本公社債投信10月号	703,504,054
日本公社債投信11月号	709,210,196
日本公社債投信12月号	1,102,030,178

(単位：円)

平成24年 5 月21日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成23年 5月20日
期首元本額	10,148,441,639
期首より平成24年 5月21日までの追加設定元本額	3,275,324,908
期首より平成24年 5月21日までの一部解約元本額	2,877,903,337
期末元本額	10,545,863,210
平成24年 5月21日現在の元本の内訳（＊）	
日本公社債投信1月号	807,608,491
日本公社債投信2月号	929,528,686
日本公社債投信3月号	944,130,022
日本公社債投信4月号	1,081,488,568
日本公社債投信5月号	691,013,372
日本公社債投信6月号	694,373,110
日本公社債投信7月号	703,383,699
日本公社債投信8月号	1,055,137,397
日本公社債投信9月号	824,467,827
日本公社債投信10月号	764,721,771
日本公社債投信11月号	1,001,283,732
日本公社債投信12月号	1,048,726,535

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

自 平成22年5月20日 至 平成23年5月19日

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	197,033
地方債証券	2,403,330
特殊債券	22,938,979
社債券	13,486,960
合 計	39,026,302

自 平成23年5月20日 至 平成24年5月21日

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	274,043
地方債証券	91,842,587
特殊債券	2,217,158,082
合 計	2,309,274,712

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

4. 追加情報

自 平成23年 5月20日 至 平成24年 5月21日
「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

[附属明細表]

1. 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	第 2 9 3 回利付国債（ 2 年 ）	500,000,000	500,031,056	
		第 2 9 8 回利付国債（ 2 年 ）	500,000,000	499,978,802	
		第 2 9 9 回利付国債（ 2 年 ）	500,000,000	500,246,099	
		第 2 6 1 回国庫短期証券	300,000,000	299,994,000	
		第 2 6 2 回国庫短期証券	200,000,000	199,992,013	
		第 2 6 4 回国庫短期証券	100,000,000	99,994,070	
		第 2 6 5 回国庫短期証券	100,000,000	99,992,140	
		第 2 6 7 回国庫短期証券	100,000,000	99,998,884	
		第 2 6 8 回国庫短期証券	100,000,000	99,990,224	
		第 2 7 0 回国庫短期証券	100,000,000	99,986,624	
		第 2 7 3 回国庫短期証券	100,000,000	99,984,260	
		第 2 7 5 回国庫短期証券	100,000,000	99,982,744	
		第 2 7 7 回国庫短期証券	100,000,000	99,978,836	
		第 2 8 1 回国庫短期証券	100,000,000	99,975,300	
	計	銘柄数：14	2,900,000,000	2,900,125,052	
		組入時価比率：27.1%		31.7%	
地方債証券	日本円	第 5 回東京都公募公債（ 3 年 ）	200,000,000	200,235,387	
		第 1 4 回東京都公募公債（東京再生都債）	25,840,000	25,880,269	
		第 5 8 8 回東京都公募公債	164,000,000	164,485,054	
		平成 1 4 年度第 3 回静岡県公募公債	192,000,000	192,929,929	
		平成 1 9 年度第 3 回静岡県公募公債（ 5 年 ）	132,700,000	133,052,030	
		平成 1 4 年度第 2 回愛知県公募公債（ 1 0 年 ）	320,000,000	321,492,750	
		平成 1 9 年度第 1 回あいち県民債	51,150,000	51,283,083	
		平成 1 4 年度第 1 回広島県公募公債	100,000,000	100,378,456	
		平成 1 4 年度第 2 回埼玉県公募公債	100,000,000	100,201,235	
		平成 1 4 年度第 3 回埼玉県公募公債	150,000,000	150,710,894	
		平成 1 9 年度第 1 回埼玉県彩の国みらい債	40,500,000	40,518,440	
		平成 1 4 年度第 3 回福岡県公募公債	100,000,000	100,509,400	
		平成 1 9 年度第 2 回堺市公募公債	17,900,000	18,013,290	
		第 5 回なごやか市民債	13,900,000	13,955,835	
		第 1 2 回あ号名古屋市公募公債	100,000,000	100,559,924	
		平成 1 4 年度第 1 回横浜市公募公債	100,000,000	100,104,768	
		平成 1 4 年度第 5 回横浜市公募公債	100,000,000	100,513,984	
		平成 1 9 年度第 1 回横浜市公債「ハマ債 5」	15,700,000	15,715,787	

		平成１９年度第２回横浜市公債「ハマ債５」	22,400,000	22,483,284	
		平成１９年度第３回横浜市公債「ハマ債５」	28,700,000	28,856,905	
		平成１９年度第２回福岡市公募公債（５年）	200,000,000	200,494,306	
		平成２１年度第２回福岡市公募公債（３年）	21,200,000	21,218,123	
	計	銘柄数：22	2,195,990,000	2,203,593,133	
		組入時価比率：20.6%		24.1%	
特殊債券	日本円	第４０回日本政策投資銀行債券	200,000,000	201,233,792	
		第７回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	100,993,262	
		第１０回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	202,322,871	
		第１２回道路債券	100,000,000	100,670,135	
		第１３１回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	200,289,299	
		第３回公営企業債券	100,000,000	100,374,295	
		第８１７回政府保証公営企業債券	100,000,000	100,205,356	
		第８１８回政府保証公営企業債券	300,000,000	300,901,839	
		第８２４回政府保証公営企業債券	200,000,000	201,049,042	
		第８２６回政府保証公営企業債券	300,000,000	301,600,060	
		第４回阪神高速道路債券	200,000,000	201,274,895	
		第１７３回政府保証中小企業債券	300,000,000	301,706,721	
		第９回都市再生債券	100,000,000	100,281,784	
		第１４回政府保証都市再生債券	300,000,000	300,636,354	
		第３８回政府保証関西国際空港債券	300,000,000	300,546,480	
		第５回政府保証中部国際空港債券	200,000,000	201,164,496	
		第１４７回政府保証預金保険機構債券	100,000,000	100,338,901	
		第７回政府保証国民生活債券	100,000,000	100,384,601	
		第１回政府保証新東京国際空港債券	435,000,000	435,044,916	
		第２回私学振興債券	100,000,000	100,486,080	
		い第６８９号農林債	100,000,000	100,558,408	
	計	銘柄数：21	4,035,000,000	4,052,063,587	
		組入時価比率：37.9%		44.3%	
	合計			9,155,781,772	

（注） 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

２. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表
該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成24年6月29日現在）

資産総額	951,206,851 円
負債総額	2,909,699 円
純資産総額（ - ）	948,297,152 円

発行済数量	948,208,037 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.0001 円

< 参考 > 日本公社債投信マザーファンド

資産総額	10,803,922,658 円
負債総額	255,950,200 円
純資産総額（ - ）	10,547,972,458 円
発行済数量	10,397,999,425 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.0144 円

第 4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

- 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
該当事項はありません。
- 受益者等に対する特典
該当事項はありません。
- 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
該当事項はありません。

- 受益権について

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

- 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

- 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（平成24年6月末日現在）

（1）資本金の額	10億円
会社が発行する株式の総数	2,600,000株
発行済株式の総数	825,000株
最近5年間ににおける主な資本金の額の増減	なし

（2）委託会社の機構

委託会社の意思決定機構

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決します。

運用の意思決定機構

運用委員会は、月1回、運用本部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。

また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。

運用戦略会議は、月1回、ファンドマネージャーより運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略が報告され、その内容について検討を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書・運用実施計画書に基づいて、運用の指図を行います。

投資調査部は、国内外のマクロ経済・セミマクロ経済の調査・分析、市場環境の分析、企業の調査・分析等を行い、ファンドマネージャーに情報提供を行うことで、運用をサポートします。

運用分析会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、及び運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。

売買分析会議は、月1回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

平成24年6月末日現在、当社は、239本の証券投資信託（単位型株式投資信託39本、追加型株式投資信託142本、追加型公社債投資信託16本、親投資信託42本）の運用を行っており、純資産総額は9,372億円（親投資信託を除く。）です。

3【委託会社等の経理状況】

（1）当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

（2）当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

期 別 科 目	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
	金 額		金 額	
(資 産 の 部)	千円	千円	千円	千円
流動資産				
現金預金		5,493,082		5,829,748
有価証券		3,298,316		3,298,206
未収委託者報酬		765,032		582,010
未収運用受託報酬		22,815		26,297
未収投資助言報酬		5,609		5,637
前払費用		32,820		34,096
未収収益		610		264
繰延税金資産		94,045		63,345
その他の流動資産		24,042		865
流動資産合計		9,736,376		9,840,470
固定資産				
有形固定資産	*1	105,282		175,209
建物	44,676		36,865	
器具備品	60,606		138,344	
無形固定資産		10,238		2,681
ソフトウェア	8,116		559	
電話加入権	2,122		2,122	
投資その他の資産		1,981,532		2,069,959
投資有価証券	1,294,320		1,302,277	
親会社株式	583,968		644,952	

長期差入保証金	160,988		150,350	
その他	29,225		29,225	
繰延税金資産	17,540		50,664	
貸倒引当金	14,510		17,510	
投資損失引当金	90,000		90,000	
固定資産合計		2,097,053		2,247,851
資産合計		11,833,429		12,088,322

期 別 科 目	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
	金 額		金 額	
(負 債 の 部)	千円	千円	千円	千円
流動負債				
預り金		4,270		9,102
前受投資助言報酬		2,430		2,423
未払金		374,934		373,562
未払収益分配金	208		69	
未払償還金	3,836		3,795	
未払手数料	366,716		283,314	
その他未払金	4,173		86,383	
未払費用		246,155		244,251
未払法人税等		148,219		120,129
未払消費税等		40,942		24,817
賞与引当金		115,080		119,240
流動負債合計		932,033		893,527
固定負債				
退職給付引当金		87,438		103,572
役員退職慰労引当金		32,870		27,160
資産除去債務		10,933		31,632
固定負債合計		131,242		162,365
負債合計		1,063,275		1,055,892
(純 資 産 の 部)				
株主資本				
資本金		1,000,000		1,000,000
資本剰余金		566,500		566,500
資本準備金	566,500		566,500	
利益剰余金		9,173,083		9,387,988
利益準備金	179,830		179,830	
その他利益剰余金				
別途積立金	5,718,662		5,718,662	
繰越利益剰余金	3,274,591		3,489,496	
株主資本合計		10,739,583		10,954,488
評価・換算差額等				

その他有価証券評価差額金		30,570		77,941
評価・換算差額等合計		30,570		77,941
純資産合計		10,770,153		11,032,429
負債純資産合計		11,833,429		12,088,322

(2) 【損益計算書】

科 目	期 別	前事業年度		当事業年度	
		(自 平成 22年 4月 1 日 至 平成 23年 3月 31 日)		(自 平成 23年 4月 1 日 至 平成 24年 3月 31 日)	
		金 額		金 額	
		千円	千円	千円	千円
営業収益					
委託者報酬			9,290,792		9,376,702
運用受託報酬			62,807		64,461
営業収益計			9,353,600		9,441,163
営業費用					
支払手数料			5,061,926		5,120,825
広告宣伝費			190,668		197,828
公告費			7,416		1,861
受益権管理費			10,413		11,275
調査費			1,060,076		1,284,694
調査費		162,035		217,345	
委託調査費		898,040		1,067,349	
委託計算費			186,907		218,981
営業雑経費			261,180		224,765
通信費		47,867		46,975	
印刷費		202,785		166,251	
協会費		7,653		8,409	
諸会費		2,873		3,129	
営業費用計			6,778,588		7,060,232
一般管理費					
給料			1,058,378		1,106,058
役員報酬		117,951		124,707	
給料・手当		840,999		895,319	
賞与		99,428		86,032	
交際費			16,286		18,762
寄付金			40,819		39,015
旅費交通費			58,585		53,988
租税公課			19,373		18,505
不動産賃借料			214,427		200,615
賞与引当金繰入			115,080		119,240
退職給付費用			18,227		23,022
役員退職慰労引当金繰入			4,720		4,790

固定資産減価償却費		40,490		44,407
諸経費		333,694		340,584
一般管理費計		1,920,083		1,968,991
営業利益		654,927		411,940

期 別 科 目	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)	
	金 額		金 額	
	千円	千円	千円	千円
営業外収益				
受取配当金 *1		24,837		19,049
有価証券利息		9,996		4,056
受取利息		1,538		1,442
約款時効収入		1,762		131
雑益		3,593		45,964
営業外収益計		41,728		70,644
営業外費用				
時効後返還金		36		1,550
信託財産負担金		718		327
固定資産除却損 *2		460		138
雑損		34		47
営業外費用計		1,249		2,063
経常利益		695,406		480,521
特別利益				
投資有価証券売却益		2,416		30,950
特別利益計		2,416		30,950
特別損失				
投資有価証券売却損		1,756		32,200
資産除去債務		2,135		—
投資有価証券評価損		8,385		—
ゴルフ会員権評価損		6,103		—
投資損失引当金繰入		90,000		—
貸倒引当金繰入		—		3,000
特別損失計		108,380		35,200
税引前当期純利益		589,441		476,271
法人税、住民税及び事業税	309,731		252,318	
法人税等調整額	59,792	249,939	23,951	228,366
当期純利益		339,501		247,904

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,000,000	1,000,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	566,500	566,500
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	566,500	566,500
資本剰余金合計		
当期首残高	566,500	566,500
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	566,500	566,500
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	179,830	179,830
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	179,830	179,830
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	5,718,662	5,718,662
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	5,718,662	5,718,662
繰越利益剰余金		
当期首残高	2,968,089	3,274,591
当期変動額		
剰余金の配当	33,000	33,000
当期純利益	339,501	247,904
当期変動額合計	306,501	214,904
当期末残高	3,274,591	3,489,496
利益剰余金合計		
当期首残高	8,866,581	9,173,083
当期変動額		
剰余金の配当	33,000	33,000
当期純利益	339,501	247,904
当期変動額合計	306,501	214,904

当期末残高	9,173,083	9,387,988
株主資本合計		
当期首残高	10,433,081	10,739,583
当期変動額		
剰余金の配当	33,000	33,000
当期純利益	339,501	247,904
当期変動額合計	306,501	214,904
当期末残高	10,739,583	10,954,488
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	183,071	30,570
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	152,501	47,370
当期変動額合計	152,501	47,370
当期末残高	30,570	77,941
評価・換算差額等合計		
当期首残高	183,071	30,570
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	152,501	47,370
当期変動額合計	152,501	47,370
当期末残高	30,570	77,941
純資産合計		
当期首残高	10,616,153	10,770,153
当期変動額		
剰余金の配当	33,000	33,000
当期純利益	339,501	247,904
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	152,501	47,370
当期変動額合計	154,000	262,275
当期末残高	10,770,153	11,032,429

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法
--------------------	---

2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 <table border="0"> <tr> <td>建物</td><td>15年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法により償却しております。	建物	15年	器具備品	4～15年
建物	15年				
器具備品	4～15年				
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 投資損失引当金 投資先会社への投資に係る損失に備えるため投資先の財政状態等を勘案して、投資有価証券について必要額を計上しております。 (3) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき、計上しております。 なお、退職給付債務の見積額は、簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算しております。 (5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。				
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。				

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（表示方法の変更）

該当事項はありません。

（追加情報）

当事業期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年 3月31日)	当事業年度 (平成24年 3月31日)
*1. 有形固定資産の減価償却累計額	*1. 有形固定資産の減価償却累計額
建物 35,776 千円	建物 43,586 千円
器具備品 108,802 千円	器具備品 133,977 千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成 22年 4月 1 日 至 平成 23年 3月 31 日)	当事業年度 (自 平成 23年 4月 1 日 至 平成 24年 3月 31 日)
*1. 各科目に含まれている関係会社に対する ものは、次のとおりであります。 受取配当金 21,965 千円	*1. 各科目に含まれている関係会社に対する ものは、次のとおりであります。 受取配当金 16,310 千円
*2. 固定資産除却損の内訳は次のとおりで あります。 器具備品 460 千円	*2. 固定資産除却損の内訳は次のとおりで あります。 器具備品 138 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	825,000	—	—	825,000

(2) 配当に関する事項

配当金支払額

平成22年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	33,000千円
1株当たり配当額	40円
基準日	平成22年3月31日
効力発生日	平成22年6月26日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成23年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	33,000千円
1株当たり配当額	40円
基準日	平成23年3月31日

効力発生日

平成23年6月28日

配当の原資

利益剰余金

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

（１）発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	825,000	—	—	825,000

（２）配当に関する事項

配当金支払額

平成23年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	33,000千円
1株当たり配当額	40円
基準日	平成23年3月31日
効力発生日	平成23年6月28日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	33,000千円
1株当たり配当額	40円
基準日	平成24年3月31日
効力発生日	平成24年6月26日
配当の原資	利益剰余金

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金預金、有価証券、未収委託者報酬、投資有価証券及び親会社株式であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。また有価証券、投資有価証券及び親会社株式は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。また、未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

前事業年度（平成23年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金預金	5,493,082	5,493,082	—
(2)有価証券	3,298,316	3,298,316	—
(3)未収委託者報酬	765,032	765,032	—
(4)投資有価証券	592,359	592,359	—
(5)親会社株式	583,968	583,968	—
(6)未払金（未払手数料）	366,716	366,716	—
(7)未払法人税等	148,219	148,219	—

当事業年度（平成24年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金預金	5,829,748	5,829,748	—
(2)有価証券	3,298,206	3,298,206	—
(3)未収委託者報酬	582,010	582,010	—
(4)投資有価証券	600,316	600,316	—
(5)親会社株式	644,952	644,952	—
(6)未払金（未払手数料）	283,314	283,314	—
(7)未払法人税等	120,129	120,129	—

（注1）金融商品の時価の算定方法

（1）現金預金、（3）未収委託者報酬、（6）未払金（未払手数料）、（7）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）有価証券、（4）投資有価証券、（5）親会社株式

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	平成23年3月31日	平成24年3月31日
非上場株式	701,961	701,961

上記については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（4）投資有価証券」には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成23年3月31日）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超

	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
現金預金	5,493,082	—	—	—
未収委託者報酬	765,032	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	3,298,316	399,387	3,172	—
合計	9,556,432	399,387	3,172	—

当事業年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金預金	5,829,748	—	—	—
未収委託者報酬	582,010	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	3,298,206	397,716	2,960	—
合計	9,709,964	397,716	2,960	—

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（平成23年3月31日）

		(単位：千円)		
	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの				
	(1) 株式	658,896	605,961	52,934
	(2) 債券			
	国債・地方債等	1,798,914	1,798,804	109
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	(3) その他	312,454	305,229	7,224
	小計	2,770,265	2,709,995	60,269
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの				
	(1) 株式	12,350	12,350	0
	(2) 債券			
	国債・地方債等	1,499,402	1,499,484	82
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	(3) その他	192,627	201,000	8,372
	小計	1,704,379	1,712,834	8,455
	合計	4,474,644	4,422,830	51,813

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 701,961千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
（１）株式	733,260	605,961	127,298
（２）債券			
国債・地方債等	2,718,551	2,718,501	49
社債	—	—	—
その他	—	—	—
（３）その他	212,768	204,226	8,542
小計	3,664,579	3,528,689	135,890
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
（１）株式	9,035	12,350	3,315
（２）債券			
国債・地方債等	579,654	579,678	23
社債	—	—	—
その他	—	—	—
（３）その他	290,205	302,044	11,839
小計	878,895	894,073	15,177
合計	4,543,474	4,422,762	120,712

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 701,961千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
（１）株式	—	—	—
（２）債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
（３）その他	104,550	2,416	1,756
合計	104,550	2,416	1,756

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
（１）株式	—	—	—
（２）債券			
国債・地方債等	—	—	—

社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	198,750	30,950	32,200
合計	198,750	30,950	32,200

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、岡三証券株式会社を運営管理機関とする証券総合型確定拠出年金制度に加入しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
退職給付引当金(千円)	87,438	103,572

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
勤務費用(千円)	12,195	16,397
確定拠出年金への掛金拠出額(千円)	6,031	6,660
退職給付費用(千円)	18,227	23,057

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
賞与引当金 47,182 千円	賞与引当金 45,311 千円
退職給付引当金 35,849 千円	退職給付引当金 36,768 千円
役員退職慰労引当金 13,476 千円	役員退職慰労引当金 9,641 千円
ゴルフ会員権評価損 3,732 千円	ゴルフ会員権評価損 3,231 千円
貸倒引当金 5,949 千円	貸倒引当金 6,216 千円
その他有価証券評価差額金 3,466 千円	その他有価証券評価差額金 5,674 千円
投資有価証券評価損 3,467 千円	投資有価証券評価損 3,002 千円
未払広告宣伝費 11,910 千円	未払広告宣伝費 29,217 千円
投資損失引当金 36,900 千円	投資損失引当金 31,950 千円

資産除去債務	4,482 千円	資産除去債務	11,229 千円
その他	35,483 千円	その他	18,184 千円
繰延税金資産の合計	201,900 千円	繰延税金資産の合計	200,427 千円
繰延税金負債		繰延税金負債	
負ののれん償却額	62,381 千円	負ののれん償却額	28,908 千円
その他有価証券評価差額金	24,710 千円	その他有価証券評価差額金	48,445 千円
その他	3,222 千円	その他	9,063 千円
繰延税金負債の合計	90,315 千円	繰延税金負債の合計	86,417 千円
繰延税金資産の純額	111,585千円	繰延税金資産の純額	114,009千円
2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異は法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しています。		2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
		法定実効税率	41.0%
		（調整）	
		交際費等永久に損金に算入されない項目	8.1%
		受取配当金等永久に益金に算入されない項目	2.0%
		住民税均等割等	0.5%
		税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	4.1%
		還付法人税等	2.7%
		その他	1.1%
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	47.9%
		3．法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等が変更されることとなりました。これに伴い、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度の期間において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を41%から38%に変更し、平成27年4月1日に開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を41%から35.5%に変更しております。 この変更により、当事業年度末の繰延税金資産の純額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は12,842千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額は19,476千円、その他有価証券評価差額金は6,633千円、それぞれ増加しております。	

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本店の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年～31年と見積り、割引率は1.404%～2.290%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度における資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
期首残高(千円)(注)	10,689	10,933
有形固定資産の取得に伴う増加額(千円)	—	20,282
時の経過による調整額(千円)	244	416
期末残高(千円)	10,933	31,632

(注)前事業年度の期首残高は「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる残高であります。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(4) 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

前事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	被所有 直接 2.30%	当社ファンドの募集取扱 役員の出向 3名	支払手数料の支払 (注2)	3,667,811	未払 手数料	257,814

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	被所有 直接 2.30%	当社ファンドの募集取扱 役員の出向 4名	支払手数料 の支払 （注2）	3,450,056	未払 手数料	181,880

（注） 1.上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2.取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

株式会社岡三証券グループ（東京証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

前事業年度 (自 平成 22年 4月 1 日 至 平成 23年 3月 31 日)		当事業年度 (自 平成 23年 4月 1 日 至 平成 24年 3月 31 日)	
1株当たり純資産額	13,054円73銭	1株当たり純資産額	13,372円64銭
1株当たり当期純利益金額	411円51銭	1株当たり当期純利益金額	300円49銭

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

1．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
当期純利益（千円）	339,501	247,904
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	339,501	247,904
普通株式の期中平均株式数（株）	825,000	825,000

2．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
純資産の部の合計額（千円）	10,770,153	11,032,429
純資産の部から控除する合計額（千円）	—	—
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	10,770,153	11,032,429
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	825,000	825,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1）定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあります。

（2）訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）「受託会社」

株式会社りそな銀行

資本金の額

平成23年9月末日現在、279,928百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（２）「販売会社」

名称	資本金の額（百万円） 平成23年9月末日現在	事業の内容
岡三証券株式会社	5,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岩井コスモ証券株式会社 ¹	13,500	
中銀証券株式会社 ²	2,000	
ばんせい証券株式会社	1,558	

1 岩井コスモ証券株式会社の資本金の額は平成24年5月1日現在のものです。

2 中銀証券株式会社は、ファンドの新規の販売は行いません。換金申込の受付、収益分配金の支払いならびに再投資、および換金代金ならびに償還金の支払い等のみ行います。

2【関係業務の概要】

（１）「受託会社」は、主に以下の業務を行います。

信託財産の保管、管理及び計算

委託会社の指図に基づく信託財産の処分

（２）「販売会社」は、主に以下の業務を行います。

受益権の募集の取扱い

収益分配金の再投資

収益分配金、償還金及び解約金の支払いの取扱い

投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）、運用報告書の交付の取扱い

解約請求の受付、買取請求の受付・実行

3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、本ファンドに係る以下の金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類を関東財務局長宛に提出しております。

平成23年 8 月16日 有価証券報告書

平成24年 2 月14日 半期報告書

平成24年 4 月 4 日 有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

平成24年 7 月 5 日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 鈴木基仁 印

指定社員
業務執行社員

公認会計士 助川正文 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「日本公社債投信5月号」の平成23年5月20日から平成24年5月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「日本公社債投信5月号」の平成24年5月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年 6 月25日

岡三アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士 助 川 正 文

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士 宝 金 正 典

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。